

平成十年法律第九十号

投資事業有限責任組合契約に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
 第二章 組合員の権利及び義務（第六条―第十条）
 第三章 組合員の脱退（第十一条・第十二条）
 第四章 組合の解散及び清算（第十三条―第十五条）
 第五章 民法の準用（第十六条）
 第六章 登記（第十七条―第三十三条）
 第七章 罰則（第三十四条・第三十五条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、事業者に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。）を除く。）及び事業を行う個人をいう。

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社設立の際に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下同じ。）又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第九号及び第十四号を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第八号まで、第十号から第十三号まで及び第十五号から第二十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

十一 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの
 これらに類似するものの発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又は事業の遂行を妨げない限度において保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用
 2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであつて

外国の法令に準拠するものを含むものとする。

3 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間
 4 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあつては足りる。

（登記）
 第四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に對抗することができない。

（名称）
 第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

第二章 組合員の権利及び義務
 （組合員の出資）

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることができる。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

（業務の決定及び執行の方法等）
 第七条 組合の業務は、無限責任組合員が決定し、これを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもつて決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

4 無限責任組合員が第三條第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

(組合の代理)

第七条の二 無限責任組合員は、組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は、無限責任組合員の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3 前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によって新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加ふときは、この限りでない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退
- 三 存続期間の満了
- 四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたとときは、その事由の発生(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の二から第六百六十九条まで(他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び金銭出資の不履行の責任)、第六百七十一条から第六百七十四条まで(委任の規定の準用、業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十五条第一項(組合の債権者の権利の行使)、第六百七十六条から第六百七十七条の二まで(組合員の持分の処分及び組合財産の分割、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入、第六百八十条から第六百八十一条まで(組合員の除名、脱退した組合員の責任等及び脱退した組合員の持分の払戻し)、第六百八十三条(組合の解散の請求)、第六百八十四条(組合契約の解除の効力)、第六百八十七条(組合員である清算人の辞任及び解任)及び第六百八十八条(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)の規定を準用する。

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第三項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合の事務所の所在場所
- 四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたとときは、その事由

(変更の登記)

第十八条 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第十九条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十一条 第十三条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十二条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第十八条の規定は前二項の規定による登記について、第二十条の規定は清算人について、それぞれ準用する。

(清算終了の登記)
第二十三條 清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。
第二十四條 削除
 (管轄登記所及び登記簿)

第二十五條 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。
 2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。
 (登記の申請)

第二十六條 第十七条から第十九条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十三条までの規定による登記は清算人の申請によってする。
 2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。
 (組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第二十七條 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。
 (変更の登記の添付書面)

第二十八條 第十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
 (解散の登記の添付書面)

第二十九條 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。
第三十條 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があったことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。
 (清算人の登記の添付書面)

第三十一條 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。
 2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
 (清算終了の登記の添付書面)

第三十二條 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。
 (商業登記法等の準用)

第三十三條 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五十五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人にあつては、各事務所の所在地)」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第七章 罰則
第三十四條 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。
 一 この法律に定める登記を怠ったとき。

二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
第三十五條 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成二十二年二月三日法律第一四六号) 抄

附則 (平成二十二年二月八日法律第一五一号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
 一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二十二年五月三十一日法律第九六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附則 (平成二十三年一月二八日法律第二一九号) 抄
 (施行期日)
 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二十四年一月二二日法律第一一〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置の政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十五年五月三〇日法律第五四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第三十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年四月二一日法律第三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する組合契約（同項第四号の二に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。）に係るこの法律による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるもの）をいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。」とする。

2 前項の組合契約によつて成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

3 この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登録された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登録されたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十三條において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法第三十三條において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によつてしたものとみなす。
（政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一六年五月二一日法律第四三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 附則第三十條及び第三十三條の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日
附則（平成一六年六月二一日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第八項並びに附則第三条第八項、第五條第八項、第十六項及び第二十一項、第八條第三項並びに第十三條において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。）、同法第二条第二項第三号の改正規定、同条を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第二項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二條、第二十三條の二並びに第二十三條の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同法第二十四條の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二十四條の四、第二十四條の五第五項並びに第二十四條の六第一項及び第七項第二号及び第八項、第二十七條の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七條の二第一項、第三項まで、第二十七條の十一第一項及び第四項、第二十七條の十二、第二十七條の十三第三項及び第五項並びに第二十七條の十五第二項の改正規定、同法第二第二章の二第二節の節名の改正規定、同法第二十七條の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七條の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七條の三十の十一第一項及び第三項、第二十八條の二第三項、第二十八條の四第一項第七号並びに第六十五條第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五條の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「及び第四十四條第一号」を「、第四十四條（第二号を除く。）及び第四十五條」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五條の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九條の五の改正規定、同法第七十九條の五第七項第一号を加える改正規定並びに同法第七十九條の二第一項第二号、第七十九條の三第一項第二号、第七十九條の三第一項第一号、第七十九條の四の六第二項第二号、第二百零三條第三号及び第二百五五條第一号の改正規定、第二条中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三條第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三條中中小企業等協同組合法第八條第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七條まで並びに附則第十三條、第十四條及び第十七條から第十九條までの規定 平成十六年十二月一日
（罰則の適用に関する経過措置）
第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第二二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年二月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一六年二月一〇日法律第一六五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄
 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年二月一五日法律第一〇九号) 抄
 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二九年六月二日法律第四五号)
 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百六十七号の二、第二百六十七号の三及び第三百六十二号の規定は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七一号)
 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九号の改正規定(「第六十八号第二項」を「第八十六号第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六号第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六号第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七号の改正規定、第七十八号及び第七十九号の規定、第八十九号中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六号第一項の改正規定並びに第二百二十四号及び第二百二十五号の規定、公布の日

二 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。))並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七号の規定、第十五号中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三号の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六号第五項の規定、第十七号中信託法第二百四十七号の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八号中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八号の改正規定(「第十九号の二」の下に、「第十九号の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七号中「本店」とある部分を除く。))を削る部分及び「事務所」との下に、「同法第十二号の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第七号第二項第一号及び第五十一号第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」と

の下に、「同法第四百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五号において準用する商業登記法」と、商業登記法第四百四十五号」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五号において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。))及び同法第六十号第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九号の規定、第二十五号中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百一十一号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六号の規定、第二十七号の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八号の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。))」を「第十九号の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。))」に改める部分及び「第二十一条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十七号第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百六十六号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三号第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六号中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八号の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。))」を「第十九号の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。))」に改める部分に限る。)、第五十七号第三項の規定、第六十七号中宗教法人法第六十五号の改正規定(「第十九号の二」の下に、「第十九号の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)第六十五号において準用する商業登記法(昭和四十五年法律第二百六号)第六十五号」とあるのは「宗教法人法第六十五号において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。)、第六十八号の規定、第六十九号中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七号から」の下に、「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に、「同法第四百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法(昭和四十五年法律第二百六号)第八十三条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。)、第八十六号の規定、第九十三号中中小企業等協同組合法第三十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四号第三項の規定、第九十六号中商品先物取引法第二十九号の改正規定(「第七号から」の下に、「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七号、第九十九号及び第一百零一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二百三十三号第三項の規定、第二百七十七号中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三号の改正規定(「第十九

の下に、「同法第四百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五号において準用する商業登記法」と、商業登記法第四百四十五号」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五号において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。))及び同法第六十号第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九号の規定、第二十五号中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百一十一号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六号の規定、第二十七号の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八号の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。))」を「第十九号の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。))」に改める部分及び「第二十一条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十七号第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百六十六号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三号第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六号中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八号の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。))」を「第十九号の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。))」に改める部分に限る。)、第五十七号第三項の規定、第六十七号中宗教法人法第六十五号の改正規定(「第十九号の二」の下に、「第十九号の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)第六十五号において準用する商業登記法(昭和四十五年法律第二百六号)第六十五号」とあるのは「宗教法人法第六十五号において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。)、第六十八号の規定、第六十九号中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七号から」の下に、「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に、「同法第四百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法(昭和四十五年法律第二百六号)第八十三条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五号」とを加える部分に限る。)、第八十六号の規定、第九十三号中中小企業等協同組合法第三十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四号第三項の規定、第九十六号中商品先物取引法第二十九号の改正規定(「第七号から」の下に、「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七号、第九十九号及び第一百零一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二百三十三号第三項の規定、第二百七十七号中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三号の改正規定(「第十九

条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、第九百八条の規定、第九百九条中の限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。))並びに第九百二十二条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(「並びに第九百三十二条」を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。))並びに同法第九十五条、第百十一条、第百十八号及び第百三十八条の改正規定、第九号中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第二項第一号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八号第一項の表第五十九号第三項第一号の項の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十五号第一項の改正規定(「まで」の下に、「第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同条第二項の表第五十九号第一項の項の次に一条を加える改正規定及び同法第二百三十九号第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四号中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五号中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記(第百三十一条―第百三十四号)」を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七条の次に五号を加える改正規定、同法第三百零二条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三十五号及び第三十九号の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(「第四十九号から第五十二号まで」を「第五十一条、第五十二号」に、「及び第百三十二条」を、「第百三十二条から第百三十七号まで及び第百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。))並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七号中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く。」、第十八号「を削る部分に限る。」、第十八号の規定(「前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号及び第二十三号の規定、第二十五号中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十号第三項」を削る部分及び「読み替える」を「第十四号及び第九十条」に改める部分、「及ぶ」を「読み替える」を、「第十五号及び第十六号」に改める部分、「及び第二十号第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第四十六号の二」「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百二条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。))並びに同法第四十五号第一項及び第百四十六号の改正規定、第二十七号中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の三まで(「登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例」)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に

改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五号第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四条第四項の改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第百七十五号」との下に、「同法第百四十六条の二」「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第百七十七号において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第百七十七号において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。))及び同法第二百四十九号第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四号中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六号第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八号の八の次に五号を加える改正規定、同法第四十五号第二項、第七十四号から第七十六号まで及び第七十七号第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(「前号に掲げる部分を除く。」、同法第八十七号の第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六号中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(「前号に掲げる部分を除く。)、第三十八号中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四号第二項及び第二十二号第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九号第一項の改正規定(「規定中」を「規定(同法第二百九十八号(第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百一十一条第四項及び第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四号、第三百一十八号第四項、第三百二十五号の二並びに第三百二十五号の五第二項を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九号第一項及び第三百二十五号の三第一項第五号を除く。))中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八号第一項(各号を除く。))及び第四項、第三百一十一条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四号並びに第三百一十八号第四項を除く。))中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。))及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。))中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、第三百一十一条第四項及び第三百一十二号第五項を「第三百一十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。))と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二号第五項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八号」を「第五十一号」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を」を、「第百四十八号」を「第百三十七号」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第百三十九号から第百四十八号まで」に改める部分及び「第四十八号から第五十三号までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七号第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六号第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四十六号の二「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七号において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七号において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第五十八号中「この法律に」とあるのは「保険業法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限

る。)、同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七十一條及び第八十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定(「第二十條第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一條及び第十二條」を「第十條及び第十一條」に改める部分及び「」において)の下に「、同法第十二條第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とし、並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定(「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「」第二十一條から第二十七條まで「」に改める部分、「同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とし、削る部分及び「準用する会社法第五百七十七條第三項」と)の下に「、同法第四百十六條の二中「商業登記法(」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第八十三條第一項において準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四百十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三條第一項において準用する商業登記法第四百十五條」とし、削る部分を除く。)、及び同法第三百十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定(「第三項を除く。)」を削る部分に限る。)、第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定(「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十三條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とし、削る部分に限る。)、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(同法第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定(「第十七條(第三項ヲ除ク)」を「第十七條」に改める部分に限る。)、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百零一條第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第六十條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百零一條第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第三百三十二條」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十三條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」

と)を削る部分に限る。)、第九十六條の規定(同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定(前号に掲げる部分に限る。))並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。)、並びに第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定(「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。)、第一百零一條規定(同条中中小企業団体の組織に関する法律第八十三條第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百零二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定(「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第三百三十二條」を「、第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十三條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項」を削る部分に限る。)、第七十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))並びに第一百一十條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)) 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則 (令和六年六月七日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第七十七條第一項並びに第九十條第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日

二 第一条中産業競争力強化法第七十七條の四第一項の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。))を加える部分に限る。))及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分を除く。)) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。